

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件  
 原告1の1外  
 被告福島県外7名

## 準備書面(3)

平成27年 8月26日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 靖裕



同

久納 京祐



同

安倍 孝祐



## 準備書面(4)に対する反論

第1 「第1 請求が不特定か」に対して

1 1について

被告福島県の主張の要旨として特に争わない。

2 2について

県内子ども原告らは、原告らの主張する「1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3mSv／年未満となる地域」とは、「学校教育の拠点となる施設から半径1kmの

地域内に、追加実効線量が  $0.3 \text{ mSv}/\text{年}$  ( $0.034 \mu\text{Sv}/\text{時}$ ) を超える地点がない地域をいい、追加実効線量は、測定値から福島第一原発事故前の自然放射線量を控除して算出する。福島第一原発事故前の自然放射線量は、財団法人放射線計測協会が平成2年度から平成10年度までの平均値として公表している下記数値による。また、測定は、本件訴訟における県内子ども原告らの生活環境の測定方法（甲D5号証）にしたがう。すなわち、測定高さは、地上  $100 \text{ cm}$ 、 $50 \text{ cm}$ 、 $5 \text{ cm}$  として、その平均をとるものとする。」と主張するが、以下に述べるとおりその想定自体に種々の問題があり、失当である。

(1)ア 請求の趣旨の表記から、県内子ども原告らの上記主張の内容が一義的に定まるものではないから、請求の趣旨として特定されていないことは明らかである。

イ 請求の趣旨に記載された「地域」との表記のみから「学校教育の拠点となる施設から半径  $1 \text{ km}$ 」と解することは明らかに無理である。

ウ また、「追加実効線量（外部被ばく）」の測定方法について、県内子ども原告らが「測定高さは、地上  $100 \text{ cm}$ 、 $50 \text{ cm}$ 、 $5 \text{ cm}$  として、その平均をとる」とする点は、放射線量の測定方法として一般的に確立されているものではなく、請求の趣旨に記載された「追加実効線量（外部被ばく）」との表記のみからこのような測定方法によると解することはできない。

エ しかも、県内子ども原告らが上記において主張する「学校教育の拠点となる施設」なる表記についても、それが具体的にいかなる場所を指すのか、一義的に明らかなものではない。

県内子ども原告らが上記において主張する「半径  $1 \text{ km}$ 」との点は、その中心点が「学校教育の拠点となる施設」なるもののいずれの地点とされるのが明らかでないし、何故「半径  $1 \text{ km}$ 」であるのかについて客観的理由、根拠があるかどうかも定かでない。

オ 更に、県内子ども原告らは「追加実効線量（外部被ばく）」の測定方法について、県内子ども原告らは福島第一原発事故前の自然放射線量を控除して計算するとしたうえで、控除すべき福島第一原発事故前の自然放射線量は、財団法人放射線計測協会が平成2年度から平成10年度までの平均値として公表している数値

によるとしている。

しかし、上記財団法人放射線計測協会が平成2年度から平成10年度までの平均値として公表している数値とは、都道府県あたり1件の数字とされているものであり、県内子ども原告らが主張するところの「地域」に対応するものではなく、「学校教育の拠点となる施設」に対応するものでもない。

請求の趣旨に記載された「追加実効線量（外部被ばく）」との表記からは、通常、同一地点あるいは同一の行動等、同一の条件により比較した場合の差との趣旨と解されるものであって、控除すべき自然放射線量を県内一律とする点は請求の趣旨に記載された内容から通常解される内容とは合致しないものである。

カ 以上のとおり、請求の趣旨第1項は、県内子ども原告らが主張する想定が一義的に解されるものではないうえ、県内子ども原告らが主張する想定を以てしても一義的な内容に解されるものではないから、請求の趣旨として特定されていないことは明らかである。

(2)ア 上記のとおり、請求の内容が一義的に明確でないことのほか、県内子ども原告らが確認を求める「権利」を構成する要素たる事実を確定することが不可能である点も、請求が不特定であることを示すものである。

イ まず、「学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域」のそれぞれについて、福島第一原発事故前の自然放射線量の実測値は存在しないものであるから、請求の趣旨に記載された「追加実効線量（外部被ばく）」をその表記から通常解される同一の条件により比較した場合の差との趣旨とすれば、現在これを測定し確定することは不可能である。

ウ 「追加実効線量（外部被ばく）」の測定方法について県内子ども原告らが想定するところを前提としても、一定の地域内において「『追加実効線量（外部被ばく）』がある数値を超える地点がない」ことを確認するためには、当該地域全面にわたってありとあらゆる地点を計測しなければならないことになる。

この場合、ある地点を計測したことによって、その地点の「1年間の『追加実効線量（外部被ばく）』が0.3mSv／年を超える」ことが判明するということはあるが、一定の地域内において、「1年間の『追加実効線量（外部被ばく）』

が0.3mSv／年を超えない」こと、即ち一定の地域内のいづれの地点を計測しても1年間の「追加実効線量（外部被ばく）」が0.3mSv／年を超えないことを確認するということは現実には不可能であって、県内子ども原告らの主張する要件は、現実には充足しているかどうかを確定することが不可能な仮想的なものにすぎない。

エ また、県内子ども原告らが主張する「1年間の追加実効線量（外部被ばく）」とは、1年間の人（子ども）の累積被ばく量をいうものであるが、放射線量が同一敷地内であっても場所によって異なるものであり、また、季節や時間によって変動するものであることは公知の事実である。

さらに、現在福島県内で順次実施されている除染作業により、放射線量が低減することも想定される。

従って、人（子ども）がどの場所にどの程度とどまるか、また、その地域外への出入りの状況等によって、現実の日々の外部被ばく量は異なるものである。

例えば同じ学校に在籍する人（子ども）であっても、行動によってそれぞれ累積被ばく量が異なるということに照らせば、そもそも累積被ばく量が特定の値未満となる「地域」であるかどうかを厳密に判断することは不可能である。

オ 仮に、県内子ども原告らが主張する「1年間の追加実効線量（外部被ばく）」が特定の地点に1年間とどまったと仮定した場合の累積被ばく量を指すものであるとしても、前記のとおり、放射線量が季節や時間により変動するものであること、除染作業による放射線量の低減が想定されること等に照らして、特定の地点について実際に1年間計測を継続することで、その地点における累積被ばく量の実測値を測定することは可能であるとしても、特定の地点においてその後の放射線量の変動や低減を見越して、これから将来1年間の累積被ばく量を厳密に判断することは不可能である。

即ち、「追加実効線量（外部被ばく）が0.3mSv／年未満となる」との点は、事前に計測することは不可能である。

カ 以上のとおり、県内子ども原告らが同請求において確認を求める権利は、そもそも「1年間の追加実効線量（外部被ばく）が0.3mSv／年未満」であるか

どうかを実際に測定することができないものであり、確認が不可能なものである。

- (3) 結局、原告らが主張する「権利」は権利として特定及び確定できないものであつて、具体的権利として訴訟において確認されうるものではない。

#### 3 3について

憲法26条に規定する教育を受ける権利の法的性格及び教育基本法5条3項の内容について一般論としては争わない。

県内子ども原告らは「学校教育を念頭に置いていることは明らかである。もっとも、学校教育を受けるための通学や、予習・復習・宿題のための家庭での勉強も含まれる」と主張するが、「教育を受ける権利」という表記から県内子ども原告らの上記主張のような内容が一義的に解されるものではない。

しかも、県内子ども原告らが上記において主張するところは、県内子ども原告らが主張する「教育を受ける権利」の理念とでもいうべきものに過ぎず、定義、意義ではない。

請求の趣旨に表記された「教育を受ける権利」との点がいかなる定義、意義であるのかについて県内子ども原告らは明らかにしていない。

県内子ども原告らは、「具体的にどのような方策を使って安全な地域での学校教育を行うかは、行政の広範な裁量に属することであるから、県内子ども原告がこれを特定することは適當ではない。」などと主張するが、被告福島県が主張しているのは本件訴えにおいて請求の趣旨の内容が特定されないという問題であつて、県内子ども原告らの反論は、被告福島県の主張に対応する反論となっていない。

#### 4 4について

県内子ども原告らは、「県内子ども原告らの請求が認められた場合、被告基礎自治体は、『安全な地域』に分校を設置して、希望する子供は分校で教育活動を実施するか、『安全な地域』内の他施設を利用して教育活動を実施するか、あるいは、他の方法を用いて『安全な地域』での教育活動を実施するか、自らの裁量を駆使して、県内子ども原告らの権利の実現に取り組む義務を負うことになる」などと主張するが、結局、このような県内子ども原告らの主張によれば、仮に県内子ども原告らの請求が本件請求の趣旨第1項のとおりに認められたとすれば、被告らのなすべき行為は不特定

なものであることは明らかである。被告らのなすべき行為が不特定となる結果に至ることは、すなわち原告らの請求自体が不特定であるからである。

## 第2 「第2 被告の選択を誤っているか」に対して

- 1 1について、被告福島県の主張の要旨として特に争わない。
- 2 2について

県内子ども原告らは「県内子ども原告らが求めているのは、上記『安全な地域』で義務教育を実施することであって、現在の県内子ども原告らの生活環境を除染することではない」と主張する。

しかし、県内子ども原告らは他方で、「教育を受ける権利」の内容に関して、「学校教育を受けるための通学や、予習・復習・宿題のための家庭での勉強も含まれる」と主張しているところであり、このような主張からすれば、結局県内子ども原告らは、学校設置者たる被告らにおいては被ばく環境を整備することが不可能な「通学路」や「自宅」をも対象として、権利の確認を求めていということになる。

よって、学校設置主体としての被告基礎自治体らを相手方として本件の確認を求めることは、被告福島県に対し不可能を強いるものであり、そもそも被告の選定を誤ったものである。

## 第3 「第3 本件は訴えの利益がないか」に対して

- 1 1について
  - ①及び②について、被告福島県の主張の要旨として特に争わない。
  - ③ないし⑨について、被告福島県として認否の限りでない。
- 2 2について
  - (1) (1)について、県内子ども原告らの引用する記載内容について不知。
  - (2) (2)について、県内子ども原告らの引用する裁判例の存在について認めるが、本件との関連について不知。
  - (3) (3)について

県内子ども原告らが主張する4要件が確認の利益の判断基準となるとする点につ

いて争う。

(4) (4)について

アについて

被告福島県として認否の限りでない。

イについて

県内子ども原告らは「被告基礎自治体の広範な裁量に属しているといわなければならぬから、訴訟において、県内子ども原告らが、それを特定して求めることは不適切である」と主張するが、具体的な措置について被告基礎自治体の広範な裁量に属していることと、訴えにおいて訴訟物の特定を要することとは全く別の問題である。

訴訟物の特定ができないということは、結局のところ、裁判を通じた司法的解決になじまないということである。

県内子ども原告らは「県内子ども原告らの本訴請求が認められれば、被告基礎自治体は、その義務を履行するための作為義務を負うことになる」と主張するが、具体的にどのような作為義務を負うのかについては、被告基礎自治体に「広範な裁量」があると述べるのみであり、作為義務の内容を特定していない。

県内子ども原告ら自身が認めているとおり、被告らには教育行政に関し広範な裁量があるところであり、結局のところ、県内子ども原告らが請求の趣旨第1項にかかる権利の確認を求めることが、県内子ども原告らの求める内容（その内容は必ずしも定かではないが）が実現することにはならない。

そのため、紛争の抜本的解決をはかるという観点からは、県内子ども原告らは被告福島県に対し「～する義務があることの確認を求める」といった義務の確認あるいは「～をせよ」といった義務付け訴訟を提起すべきなのであり、県内子ども原告らの訴えは方法の選択において誤ったものであり、本件訴えは確認の利益を欠くものである。

ウについて

県内子ども原告らは、「行政庁の広範な裁量に鑑みれば、特定の場所に分校の設置の義務づけを求めるることは困難だというほかはない」と主張するが、広範な

裁量に鑑みて具体的な措置の義務づけが困難であるということは、結局のところ、裁判を通じた司法的解決になじまないということを示すものである。  
エ及びオについて、被告福島県として認否の限りでない。

#### 第4 「第4」に対して、争う。

以上のとおり、本件訴えが不適法であることは明らかである。よって、裁判所におかれでは、すみやかに訴え却下の判決をされたい。